

カイゼン通心

Vol.7 平成29年11月1日
流山市 情報政策・改革改善課発行

VOL.7 の内容

1. 職員提案制度について
2. カイゼン行動報告について
3. カイゼンリレー：国保年金課

※紹介

さいたま市「カイゼンさいたまマッチ」

さいたま市では、職員のカイゼンの取組みを見える化し、そのアイデアやプロセスを共有することを目的とした改善事例発表会「カイゼンさいたまマッチ」を開催しています。

今年（第8回）は11月20日に開催されること。

7200件の改善事例から選ばれた6事例が発表されることので、次号のカイゼン通信でレポートしたいと思います。

11月は職員提案強化月間です！



1. 職員提案制度とは？

流山市では、①自らの課題を発掘し解決していく職員を育成し、②職員の意識高揚や事務事業の効率化、更には、③市民サービスの向上に寄与することを目的とした、「職員提案制度」があります。

✓ **提案の対象**：「事務効率の向上」、「経費の節減」、「市民サービスの向上」に繋がる提案が対象です。

✓ **提案者**：どなたでも提案できます、個人でもグループでもOK。

✓ **提案期間**：いつでも受付しています。ただし、職員提案審査会を開催する都合上、**11月末を受付年度の区切りとします。**（それ以降に受付したものは次年度の審査対象となります。）

詳細は、「カイゼンの手引き」4P～をご覧ください。

2. これまでに採用された主な職員提案

- 公用自転車の導入（CO₂削減に貢献。H18～）
- 差し押さえ品のオークションへの出展（H20～）
- 賃金や報酬の払込書を手書きから電子化へ（H21～）
- 外国人対応マニュアル作成（H27。プロジェクトチームで作成）
- 認知症にやさしい窓口充実のための研修導入（H26～）
- 統合型GISの導入（H27からプロジェクトチームにより研究し、導入に至った。）
- 「異動ガイドブック」の作成と配布（H28）

KAIZEN

※各資料や様式の入手方法

また、各種様式や実施要領等は、グループウェアの電子書庫>便利BOX>共通情報>カイゼンの手引き からダウンロードできます。

※市民への公開について

「流山市行財政改革・改善プラン」、「カイゼンの手引き」「カイゼン通心（バックナンバー含む）」は、流山市HPにアップしています。

(ページ番号：1008749)

2. カイゼン行動報告について

8月に照会した「カイゼン取組みの実施状況」では、27件の報告を頂きました。

① 職場カイゼン

職場の整理・整頓により、業務スペースや動線を確保する、といった身近なものから、部全体で協力してレイアウト変更を行うことで、スペースを生み出すだけでなく、「顔の見える化」によりコミュニケーションを取りやすくした、というものがありました。

② 業務カイゼン

業務の定型化や、市民や事業者の説明するための共通様式の工夫のほか、補助金の支給業務において規則改正をすることで、業務量を10分の1としたものなど、市民サービスの向上のみならず、生産性の向上に直結しているものがありました。

③ 事業改善

市民向けに毎年作成している「子育てガイドブック」について、制作業務を業者に委託することで、費用対効果の向上を図った事業の報告がありました。現在、校正作業が進んでおり、さらに手に取られやすく、多くの方にご利用頂けるガイドブックとなる見込みとのことです。

次回は平成30年2月頃に照会予定です！

3. (第2回) カイゼンリレー：国保年金課

各課におけるカイゼンの取組みを紹介する連載「カイゼンリレー」。今回は国保年金課からの報告です。

国保年金課国民年金係から以下の2点のカイゼンを報告します。

1 届書に説明忘れ防止用のチェックボックスの追加

説明忘れ、説明不足を防ぐため、一部の窓口書類にチェックボックスを作りました。説明した場合にはチェックをして、説明し忘れ、説明不足を防ぐ工夫をしました。

2 印刷室の印刷機の2色刷りでパンフレットを作成

パンフレットを印刷室の印刷機で作ってみました。2色刷りが可能だったので、外部印刷から切り替えました。法改正などに伴う修正にすぐに対応できます。また、若干ですが、経費節減もできました。

(旧パンフレット)

(新パンフレット)

電話	04 ()
携帯	()

- 国民年金保険料
- 付加年金
- 前納・口座振替・クレジットカード
- 免除・納付猶予・学生納付特例

60歳になられるあなたへ！

(被保険者期間満了の方へ)

1 国民年金被保険者期間の終了

国民年金被保険者として加入しなければならない期間は、60歳までです。60歳の誕生日の前月分(1日生まれの方は前々月分)まで保険料を納付していただく必要があります。

2 老齢基礎年金を受給できる方

20歳から60歳までの40年間で次に掲げる受給資格期間を合算して25年※以上ある場合に、原則65歳から老齢基礎年金を受給できます。
(※消費税率10パーセントへの引上げを前提に平成27年10月から受給資格期間が10年に短縮される予定です。)

- (1) 国民年金保険料納付済期間
- (2) 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間

度に入ります。加入の種類は、以下の3種類です。

- ・第1号被保険者…自営業者、自由業者、求職中、学生の方など
- ・第2号被保険者…厚生年金保険に加入されている方(会社員、公務員など)
- ・第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者の方

2 国民年金被保険者として加入しなければならない期間は、

60歳の誕生日の前日までの前日までです。60歳の誕生日の前日が属する月の前月分までは、保険料の納付義務があります。納付されていない方や免除の手続きをされていない方は、ぜひ納付や免除の手続きをされるようお願いいたします。

3 老齢基礎年金をもらうために必要な期間(受給資格期間)を

満たしていますか？

20歳から60歳までの40年間で、国民年金保険料を納付した期間や国民年金保険料全額免除期間などを合算して、10年(受給資格期間)以上ある場合に、原則として、65歳から老齢基礎年金を受給できます。合算される期間は、納付した期間や免除が認められた期間だけではなく、確認してみましょう。